京都木材規格における 品質性能表示及び書類管理基準書 (管理マニュアル (標準様式))

認定事業体名 令和 年 月 日作成

本管理基準書は、京都木材規格における認定事業体が、KTS 材を適切に取扱うための管理基準を定めるものである。

(適用の範囲)

1 本管理基準書は、当事業体において京都木材規格に基づいて品質性能の表示が行われる木材製品 (KTS 材) について適用する。

(KTS 材の性能表示に関する事項)

- 2 当事業体で性能表示を行う木製品(原木あるいは木材製品)の仕入れにあたっては、納品書等により京都産木材であること及び合法木材であることを確認し、京都産木材以外に対する性能表示を行わない。
- 3 KTS 材の性能表示にあたっては、認定機関による審査を受けた検査機器を用いて行う。
- 4 性能表示の対象となる製品は全数検査を行う。

(KTS 材の表示に関する事項)

5 KTS 材への品質性能の明示は、京都木材規格におけるラベル貼付基準に基づき行う。

(性能表示後の KTS 材の荷口の出荷又は処分に関する事項)

- 6 京都木材規格における KTS 材を発注者に納入する場合には、納品書等に産地表示と合わせて KTS 材である旨を明記する。
- 7 性能表示後に、表示内容に変更が生じた場合は、ラベルおよび納品伝票等の管理記録を削除した上で改めて性能表示を行う

(性能表示のための機械器具の管理に関する事項)

8 機械器具類は定期的に整備を行い、精度の補正を行う。特に含水率計およびグレーディングマシンについては、精度の補正を定期的に外部機関に依頼する。

別紙4 (第1号様式関係) (2/2)

(記録の作成及び保存に関する事項)

- 9 KTS 材の入出荷、性能表示内容等に関する情報を管理簿等により管理し、入出荷管理と性能表示内容に係わる関係書類を5年間保管する。これらの関係書類は認定機関から要求があった場合には開示を行う。
- 10 KTS 材の取扱い実績を、毎年度末に認定機関に対して京都木材規格において定められた書式によって提出する。

(管理責任者の設置)

- 11 京都木材規格における規格木材の品質性能表示及び関係書類の管理を適正に行うために、品質管理技術者として本規格に登録する を、管理責任者と定める。
- 12 管理責任者は、京都木材規格における規格木材の適切な管理及びその実施状況の点検に関して責任を持って行う。

(認定機関に寄る確認当業務の適切な実施に関し必要な事項)

13 認定機関から立ち入り検査の要請があった場合には、管理責任者が速やかに応じる。

(クレーム対応について)

14 出荷した KTS 材に対するクレームが発生した場合、京都木材規格で定められたクレーム対応の手順に従い誠実な対応を行う。